○徳島大学地域共同インキュベーション研究室　及び

ベンチャービジネス育成研究室内実験室使用心得○

平成６年７月２８日徳島大学地域共同研究センター運営委員会申し合わせ

平成１７年６月２８日改正・徳島大学新技術研究調整委員会申し合わせ

平成２２年７月１６日改正・徳島大学産学官連携推進部申し合わせ

平成２７年４月１日改正・研究支援・産官学連携センター申し合わせ

平成２８年４月１日改正・研究支援・産官学連携センター申し合わせ

令和３年４月１日改正・研究支援・産官学連携センター申し合わせ

１　利用者の義務

　ａ）　徳島大学地域共同インキュベーション研究室及び徳島大学ベンチャービジネス育成研究室（以下「研究室」という。）の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、関係法令及び関係学内規則を遵守し、安全・防災・環境保全について細心の注意を払わなければならない。

　ｂ）　利用者は、該当する研究室に設置された機器を利用するとき、管理グループが作成した安全マニュアルを熟読し、細心の注意のもとに使用しなければならない。

２　火気の使用

　該当する研究室内実験室での火気の使用は、原則として認めない。ただし、実験の都合上やむを得ず使用しようとするときには、その都度事前に、研究支援・産官学連携センター長（以下「ｾﾝﾀｰ長」）に申し出て、許可を得なければならない。

３　特殊ガスの使用

　特殊ガス（シラン等）の該当する研究室内実験室での使用は認めない。

４　可燃性ガスの使用

　ａ）　可燃性ガス（水素等）を使用しようとする者は、可燃性ガス使用申請書（様式１）をセンター長に提出し、その許可を得なければならない。

　ｂ）　可燃性ガスの容器は所定の場所に設置し、関係法令等に従って使用するとともに、その使用及び管理には細心の注意を払わなければならない。

　ｃ）　使用の許可を得た者は、可燃性ガス検出器等で、常に可燃性ガスが室内に漏洩していないことを確認しなければならない。

５　液体窒素等冷媒の使用

　冷媒として大量の液体窒素及び液体ヘリウム等を使用する場合には、室内の換気に十分留意しなければならない。

６　危険薬品等の使用

　ａ）　毒物・劇物及び塩素酸塩類等の危険薬品を使用しようとする者は、危険薬品等使用申請書（様式１）をセンター長に提出し、許可を得ること。

　ｂ）　危険薬品等は必要以上に該当する研究室に持ち込まないこと。

　ｃ）　使用者は、危険薬品等を鍵付きの薬品保管庫に保管し、使用者が実験室から離れるときは、薬品保管庫の施錠を確認するなどその管理に万全を期すること。

７　廃液の処理

　該当する研究室の利用者が行った実験により生じた廃液は、その実験に係る利用目的における利用代表者が関係法令及び学内規則に従って、適正に処理しなければならない。

８　異臭の発生防止

　異臭を発生する物質を使用する場合又は発生する可能性のある実験は、原則として認めない。ただし、実験の都合上やむを得ず使用しようとするときには、その都度事前に、センター長に申し出て、許可を得なければならない。

９　重量物等の使用

　重量物を持ち込み実験するときには、その旨を該当する研究室に申請し、許可を得なければならない。

１０　振動・騒音等の発生防止

　ａ）　振動・騒音等を発生する実験は原則として認めない。ただし、実験の都合上やむを得ず発生させようとするときには、その都度事前に、センター長に申し出て、許可を得なければならない。

　ｂ）　実験が許可されたときには、実験者の健康及び他の実験の障害にならないよう、対策をすること。

１１　放射性物質の使用

　放射性物質等を用いた実験は認めない。

１２　高電圧発生装置の使用

　高電圧発生装置を取り扱う者は、高電圧発生部分のシールドを取り外して操作してはならない。

１３　事故発生時の避難及び処理等

　ａ）　火災、爆発等の事故が発生したときは、直ちに避難しなければならない。ただし、火災が小規模で、爆発の危険性が無い場合には、初期消火活動を行うものとする。

　ｂ）　事故が発生したときには、直ちに該当する研究室長及び利用目的における利用代表者に連絡するとともに、状況に応じ、消防署等関係機関に通報しなければならない。

　ｃ）　事故当事者は、事故発生日から３日以内に、事故発生報告書（様式２）により、センター長へ報告しなければならない。

　ｄ）　事故が過失によって起きたことが明確な場合は、それによる損害金額の全部又は一部を事故当事者に弁償させることがある。

１４　その他

　その他、該当する研究室の業務及び他の研究者に支障をきたす恐れがあると考えられる場合には、該当する研究室に相談の上、実験を行うこと。

　　　附　則

　この申し合わせは，平成６年７月２８日から実施する。

　　　附　則

　この申し合わせは，平成１７年６月２８日から実施する。

　　　附　則

　この申し合わせは，平成２２年７月１６日から実施する。

附　則

　この申し合わせは，平成２７年４月１日から実施する。

附　則

　この申し合わせは，平成２８年４月１日から実施する。

附　則

　この申し合わせは，令和３年４月１日から実施する。

（様式１）

可燃性ガス、危険薬品等の使用許可申請書

申請日　令和　　　年　　　月　　　日

徳島大学研究支援・産官学連携センター長　殿

　下記の目的で使用しますので使用許可を申請します。

申請者氏名

所　　　属

電　　　話

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　目　的 | （具体的に記入してください） |
| 物質名、数量  及び期間 | （物質名）  （数量）  （期間） |

薬品等危険性を伴うと考えられる場合には、事前に該当する研究室にご相談ください。

（様式２）

事故発生報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

徳島大学研究支援・産官学連携センター長　　殿

　下記の事故につき、報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 事故の名称 |  |
| 日　　　時 |  |
| 場　　　所 |  |
| 原　　　因 | （具体的に記入する） |
| 被 害 状 況 |  |
| 事 故 後 の  措　置　等 |  |